資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

福岡久山合同会社

代表社員　エーブイピーシックス・フクオカ・ツー・エスジー・ホールディング・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　林　令史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇七頁（号外第八十五号）

令和八年四月二十一日

大阪市北区中津三丁目二五番一六号

株式会社サッパボイラ

代表取締役　颯波　郁子

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二、五〇〇、〇〇〇円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

沖縄県那覇市小禄二丁目二番地八

合同会社マハロ

代表社員　東川平奈津子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を七十五億二万円、資本準備金の額を三百二十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ＬＶＪホールディングス2株式会社

代表取締役　稲垣　伸一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月六日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月二十一日

東京都品川区西五反田八丁目三番六号

株式会社医歯薬ネット

代表取締役　佐藤　典哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十一日

埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目三番一号

埼玉県中央市場株式会社

代表取締役　飯田　武男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十一日

東京都世田谷区駒沢一丁目五番一六号

明豊興産株式会社

代表取締役　井上　玉枝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十一日

福岡市博多区博多駅南一丁目一三番二一号

株式会社九州北部税理士会会館

代表取締役　岡　正典

合併につき株券等提出公告

当社は、岩野物産株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋大伝馬町一番四号

株式会社ドルフィン・バリュー・アップ

8号　代表取締役　玉生　肇

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することにいたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年四月二十一日

札幌市東区北二十六条東十四丁目一番四五号

株式会社三光不動産

代表取締役　岡　貢

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千四百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月三十一日付官報の号外第七十六号八十二頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

狭山日高1ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月三十一日付官報の号外第二四二号一八三頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

枚方3ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年一月二十七日付官報の号外第十七号八十二頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

吹田ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年六月二十六日付官報の号外第一四四号一五四頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

座間ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳